

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方 更新

当社のコーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方は、企業価値の継続的な向上のため、社会・経済環境の変化に即応した意思決定が出来る組織体制を永続的に運用することにあります。

その実現に向け、透明性が高く、かつ柔軟性に優れた組織及びシステムを構築し、株主、取引先、従業員等すべてのステークホルダーに対する責務を果たしていくとの認識のもと、以下の通りコーポレート・ガバナンスの強化に取り組んでまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】 更新

基本原則の全てを実施してまいります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率 更新 10%未満

【大株主の状況】 更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
川田 篤	1,800,000	45.00
日野 靖久	965,000	24.10
藤崎 邦生	100,000	2.50
信太 孝一	50,000	1.30
大下 真	25,000	0.60
佐伯 賢司	25,000	0.60
オロ従業員持株会	18,900	0.50
角 昌祐	15,000	0.40
角 晃子	5,000	0.10
廣瀬 彰	5,000	0.10

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分 更新 東京 マザーズ

決算期 更新 12月

業種 更新 情報・通信業

直前事業年度末における(連結)従業員数 更新 100人以上500人未満

直前事業年度における(連結)売上高 更新	100億円未満
直前事業年度末における連結子会社数 更新	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針 更新

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数 更新	6 名
定款上の取締役の任期 更新	1 年
取締役会の議長 更新	社長
取締役の人数 更新	5 名
社外取締役の選任状況 更新	選任している
社外取締役の人数 更新	1 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	1 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
上 岳史	他の会社の出身者								○			
会社との関係についての選択項目 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「」 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」												
a	上場会社又はその子会社の業務執行者											
b	上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役											
c	上場会社の兄弟会社の業務執行者											
d	上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者											
e	上場会社の主要な取引先又はその業務執行者											
f	上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家											
g	上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)											
h	上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)											
i	社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)											
j	上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)											
k	その他											

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
上 岳史	○	上岳史氏が代表取締役を務めるハッピーテラス株式会社と当社との間で、ウェブインテグレーション業務に関する取引をしておりますが、取引条件は一般的取引条件と同様に決定しており、当社と同氏及び同社との間に特別な利害関係はありません。	上岳史氏は、ハッピーテラス株式会社の代表取締役を務められており、経営者としての豊富な経験と幅広い見識をもとに、当社の経営を監督していただくとともに、当社の経営全般に助言を頂戴することによりコーポレート・ガバナンス強化に寄与していただくため、社外取締役として選任するものであります。 また、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

指名委員会又は報酬委員会に相当する 任意の委員会の有無 更新	なし
--	----

【監査役関係】

監査役会の設置の有無 更新	設置している
定款上の監査役の数 更新	4 名
監査役の数 更新	3 名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況 更新

監査役、会計監査人及び内部監査人は、監査上の問題点や課題、また内部統制に関する報告等について必要に応じて意見交換を行っています。

社外監査役の選任状況 更新	選任している
社外監査役の数 更新	3 名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
鈴木 誠一	他の会社の出身者													
廣岡 穰	公認会計士													
大 毅	弁護士													

- 会社との関係についての選択項目
本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」
近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」
- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
 - b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
 - c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
 - d 上場会社の親会社の監査役
 - e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
 - f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
 - g 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
 - h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
 - i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
 - j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
 - k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
 - l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
 - m その他

会社との関係(2) 更新

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
鈴木 誠一	○	該当なし	鈴木誠一氏は、過去に当社の社外監査役を7年間務め、当社の事業内容等に精通しており、また、企業活動に関する豊富な経験や見識を有していることから、選任をお願いするものであります。 また、当社と同氏との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

廣岡 穰	○	該当なし	廣岡穰氏は、公認会計士であり、財務及び会計に関する専門的な知識・経験等を、当社の監査に反映いただくため、選任をお願いするものであります。同氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 また、当社と同氏は継続的な顧問契約は締結しておらず、当社と同氏及び同氏が代表を務める廣岡公認会計士事務所との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。
大 毅	○	該当なし	大毅氏は、弁護士であり、主に会社法・企業法務を専門分野としております。その専門性を当社の監査に反映いただくため、社外監査役としての選任をお願いするものであります。同氏は、直接会社の経営に関与したことはありませんが、上記の理由により、社外監査役としての職務を適切に遂行できると判断いたしました。 また、当社と同氏は継続的な顧問契約は締結しておらず、当社と同氏及び同氏が代表を務める大総合法律事務所との間に人的関係、資本的関係又は取引関係その他の利害関係はなく、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断し、独立役員として指定いたしました。

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新	4 名
---------------------------	-----

その他独立役員に関する事項

当社は、独立役員の資格を満たす社外役員をすべて独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況 更新	実施していない
---	---------

該当項目に関する補足説明 更新

特記すべき事項はありません。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況 更新	個別報酬の開示はしていない
-----------------------------------	---------------

該当項目に関する補足説明 更新

報酬等の総額が1億円以上であるものが存在しないため、記載しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無 更新	あり
--	----

役員報酬は、世間水準、業績、社員給与とのバランス等を考慮し株主総会にて決議された報酬限度額の範囲内で、取締役においては、取締役会での協議により決定しております。なお、取締役の報酬限度額は、平成25年6月27日開催の第15期定時株主総会において、年額2億円以内、監査役の報酬限度額は平成25年6月27日開催の第15期定時株主総会において、年額3,000万円以内と決議しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】 更新

社外取締役へのサポートは管理本部が、社外監査役へのサポートは常勤監査役および管理本部が行っております。取締役会開催にあたり各議案に関する資料を事前に社外取締役、社外監査役を含む全役員に送付し、各役員から要請があった場合には事前に内容の説明を行うこととしております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

■ 取締役会

取締役会は、取締役5名(うち社外取締役1名)で構成されており、月1回の定時取締役会を開催するほか、必要に応じて臨時取締役会を開催しております。取締役会では、取締役会規程に基づき、当社の業務執行における意思決定を行い、取締役の職務執行を監督しております。また、社外取締役を招聘し、経営者としての長年の経験と幅広い知見に基づいた意思決定と社外からの監督を可能とする体制を構築しております。

■ 監査役会

監査役会は、監査役3名(うち社外監査役3名)で構成されており、月1回の定時監査役会を開催するほか、必要に応じて臨時監査役会を開催しております。監査役会では、監査役会規則に基づき、監査方針、監査計画を策定し、監査内容等の情報共有を行っております。常勤監査役は、取締役会その他重要な会議へ出席する他、業務及び各種書類や証憑の調査を通じ取締役の職務執行を監査しております。

■ M5ミーティング

M5ミーティングは、取締役、常勤監査役及び一定以上の幹部社員で構成され、週1回開催し、権限に基づいた意思決定の他、業績の進捗状況等、その他の業務上の報告を行って情報共有を行っております。

■ 会計監査の状況

当社は有限責任 あずさ監査法人が監査を実施しております。同監査法人及び当社監査に従事する同監査法人の業務執行社員と当社の間には、特別な利害関係はありません。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由 更新

当社は、企業価値の継続的な向上のため、社会経済環境の変化に即応した意思決定ができる体制を適宜見直すこととしております。現状の社会経済環境、当社の状況のもとでは、社内の取締役による業務執行に対して、社外監査役3名で構成される監査役会、社外取締役による中立的な立場での監視監督が行われることで、透明性、柔軟性を持つ経営とその監視監督の実現ができると考えているため、本体制を選択しております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取り組み状況 更新

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	株主が議案を検討する十分な時間を確保できるよう、株主総会招集通知の早期発送に努めてまいります。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主にご出席頂けるよう、株主総会の設定は集中日を回避するように留意してまいります。

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者 自身に よる説 明の有 無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにディスクロージャーポリシーの掲載を検討しております。	
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に説明会を開催することを検討しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	定期的に説明会を開催することを検討しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIRサイトに、決算短信、適時開示資料、有価証券報告書及び四半期報告書等を掲載する予定です。	
IRに関する部署(担当者)の設置	管理本部にIR担当を設置する予定です。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取り組み状況 更新

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	企業倫理規程において、当社は、企業活動において、社会規範・信義則に反するような行動を厳しく律し、ステークホルダーよりさらに厚い信頼を得るよう努める旨、規定しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	企業倫理規程において、当社は、ステークホルダーに対して、会社情報を適時・適切に開示することを重要な責務と考えている旨を定め、金融商品取引法、会社法、その他関連法令および証券取引所の規程などが要求する会社情報の開示を行うことはもとより、会社経営の透明性を高め、当社の企業価値が適正に評価されるよう、適時開示体制を整備し、積極的な会社情報の開示に努めることとする旨定めております。

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するために必要な体制について、取締役会において、以下のとおり「内部統制システムに関する基本方針」を定め、この基本方針に基づき内部統制システムを整備しております。

1. 経営理念

「社員全員が世界に誇れる物(組織・製品・サービス)を創造し、より多くの人々(同僚・家族・取引先・株主・社会)に対してより多くの「幸せ・喜び」を提供する企業となる。」

2. 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (1)「企業倫理規程」に従い、全役職員に法令、定款、規則及び社会倫理遵守の精神を醸成し、法令、定款、規則及び社会倫理遵守が企業活動の前提であることを徹底する。
- (2)取締役及び従業員が法令及び定款等を遵守することはもとより、高い倫理観を持って事業活動を行う企業風土を構築するため、「経営理念」に加え、「活動指針」を定める。
- (3)法令違反行為等に関する通報に対して適切な処理を行うため、「内部通報規程」を定め、これに基づき、法令・定款その他社内規則に対する違反事実やそのおそれがある行為等を早期に発見し是正することを目的とする内部通報体制の運用を行う。
- (4)取締役会の監督機能の維持・向上のため、社外取締役を選任する。
- (5)監査役会は、独立した立場から、内部統制システムの整備・運用状況を含め、「監査役監査基準」及び「監査計画」に従い、取締役の職務執行状況を監査する。
- (6)内部監査人は、法令、定款及び諸規程等に基づき適切な業務が行われているか監査を行う。
- (7)コンプライアンス意識の徹底・向上を図るための方策として、取締役及び従業員を対象とした、コンプライアンスの基本や業務上必要な情報管理等に関する研修会を実施し、継続的な教育・普及活動を行う。

3. 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

- (1)取締役の職務の執行に係る情報については、法令及び「文書管理規程」を含む社内規程に従い、文書(電磁的記録含む)により作成、保管、保存する。また、必要に応じて運用状況の検証、規程等の見直しを行う。
- (2)取締役及び監査役は、その職務上必要あるときは直ちに上記文書等を閲覧できる保存管理体制とする。

4. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

- (1)リスク管理の基本事項を定めた「リスク管理規程」に従い、リスクマネジメント委員会を設置し、各リスクについて網羅的、体系的な管理を実施する。
- (2)リスク情報等については、各部門責任者により取締役会に対して報告を行う。
- (3)不測の事態が発生した場合には、代表取締役社長の指揮下に対策本部を設置し、必要に応じて顧問弁護士事務所等の外部専門機関とともに、迅速かつ的確な対応を行い、損失・被害等の拡大を最小限にとどめる体制を整える。

5. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

- (1)「取締役会規程」を遵守し、社外取締役を含む取締役から構成される取締役会を月1回定時に開催するほか、必要に応じて適宜臨時取締役会を開催する。
- (2)取締役会規則に定められている要付議事項について、事前に十分な資料を準備して、取締役会に付議することを遵守する。
- (3)経営目標、中長期経営計画に基づく各部門の目標と責任を明確にするとともに、予算と実績の差異分析を通じて所期の業績目標の達成を図る。
- (4)意思決定の迅速化のため、「組織規程」「職務分掌規程」及び「職務権限規程」等の社内規程を整備し、役割、権限、責任を明確にする。
- (5)職務権限を越える案件については、主管部門の専門的意見を反映させた上で、代表取締役社長及び担当役員の合議により決裁する稟議制度を構築、運営する。

6. 当社及び子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

- (1)子会社は、「関係会社管理規程」に定める協議承認事項・報告事項については、当社へ報告し、承認を求めるとともに、定期的に業務進捗報告を実施し、経営管理情報・危機管理情報の共有を図りながら、業務執行体制の適正を確保する。
- (2)子会社担当取締役は、子会社の損失の危険の発生を把握した場合、直ちにその内容、発生する損失の程度及び当社に対する影響等について、当社の取締役会に報告を行う。
- (3)子会社は、当社の内部監査室による定期的な内部監査の対象とし、監査の結果は当社の代表取締役社長に報告を行う。
- (4)当社は、必要に応じて、子会社に対し取締役を派遣又は監査役が赴き、当該役員を通じて、子会社担当取締役の職務執行を監視・監督する。

7. 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項並びに指示の実効性に関する事項

- (1)監査役が必要とした場合、監査役の職務を補助するための監査役補助使用人を置くものとし、その人選については監査役間で協議する。
- (2)監査役補助使用人の取締役からの独立性を確保するため、監査役補助使用人は取締役の指揮、命令を受けないものとし、当該期間中の任命、異動、評価、解任等については監査役の同意を得る。
- (3)監査役の職務を補助すべき使用人は、監査役の要請に基づき補助を行う際は、監査役の指揮命令に従うものとする。

8. 取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制その他の監査役会への報告に関する体制

- (1)当社の取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制
ア 監査役は、取締役会の他、必要に応じて、一切の社内会議に出席する権限を有する。
イ 監査役の要請に応じて、取締役及び使用人は、事業及び内部統制の状況等の報告を行い、内部監査人は内部監査の結果を報告する。
ウ 取締役及び使用人は、重大な法令・定款違反及び不正行為の事実、又は会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知ったときには、速やかに監査役に報告する。
- (2)子会社の取締役、監査役、業務を執行する社員及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告するための体制
当社の監査役の要請に応じて業務の執行状況の報告を行うとともに、当社及び子会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事項を発見した時は、直ちに当社の監査役へ報告する。

9. 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な扱いを受けないことを確保するための体制

監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な扱いを行うことを禁止し、「内部通報規程」で定める通報者の保護に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

10. 監査役の職務執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役の職務執行について生ずる費用等の請求の手続きを定め、監査役から前払い又は償還等の請求があった場合には、当該請求に係る費用が監査役の職務の執行に必要なと明らかに認められる場合を除き、所定の手続きに従い、これに応じる。

11. その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(1) 社外監査役として、企業経営に精通した経験者・有識者や公認会計士等の有資格者を招聘し、代表取締役社長や取締役等、業務を執行する者からの独立性を保持する。

(2) 監査役は、代表取締役社長との定期的な会議を開催し、意見や情報交換を行う。

(3) 監査役は、内部監査人と緊密な連携を保ち、必要に応じて、内部監査人に調査を依頼することができる。

12. 財務報告の信頼性を確保するための体制整備

当社は、財務報告の信頼性を確保するため、経理規程類を整備するとともに、財務報告に係る内部統制の整備に関する基本方針を定め、財務報告において不正や誤謬が発生するリスクを管理し、予防及び牽制機能を整備・運用・評価し、不備があれば是正していく体制を整備する。

13. 反社会的勢力排除に向けた体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力に対しては、関係機関との連携を含め会社全体で毅然とした態度で臨むものとし、反社会的勢力とは一切の関係を遮断する。また、警察や関係機関並びに弁護士等の専門機関と連携を図りながら、引き続き反社会的勢力を排除するための体制の整備を推進する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況 更新

当社は、「企業倫理規程」において、「市民社会の秩序や安全に脅威を与えるような反社会的勢力との関係を遮断し、たとえ不当な要求を受けたとしても、一切屈することなく毅然として対決する。」と規定しております。

当社における反社会的勢力排除体制としては、「反社会的勢力対策規程」及び「反社会的勢力排除に関するマニュアル」を制定し、所管部署は管理本部とし、責任者を管理本部長としております。

具体的な取り組みとしては、新規取引先については、複数の情報サービスを利用して情報収集をおこない事前に反社会的勢力との関係の有無を調査しております。継続取引先についても、定期的に反社会的勢力との関係の有無の調査を行い、少なくとも1年に1度、全取引先の調査を行っております。

また、取引を開始する際には、発注や他の契約締結に先行して取引先と「反社会的勢力排除に関する覚書」を締結し、取引先が反社会的勢力であることが判明した場合には、契約を解除できる旨の暴力団排除条項を盛り込んでおります。

役員、従業員に向けては、主要な研修・会議等の機会を利用し、定期的に周知徹底を図っております。

外部との連携としては、目黒地区特殊暴力防止対策協議会にも加入し、警視庁管内特殊暴力防止対策連合会、所轄警察署等から、情報収集や協力が得られる体制を構築しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

更新

なし

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

更新

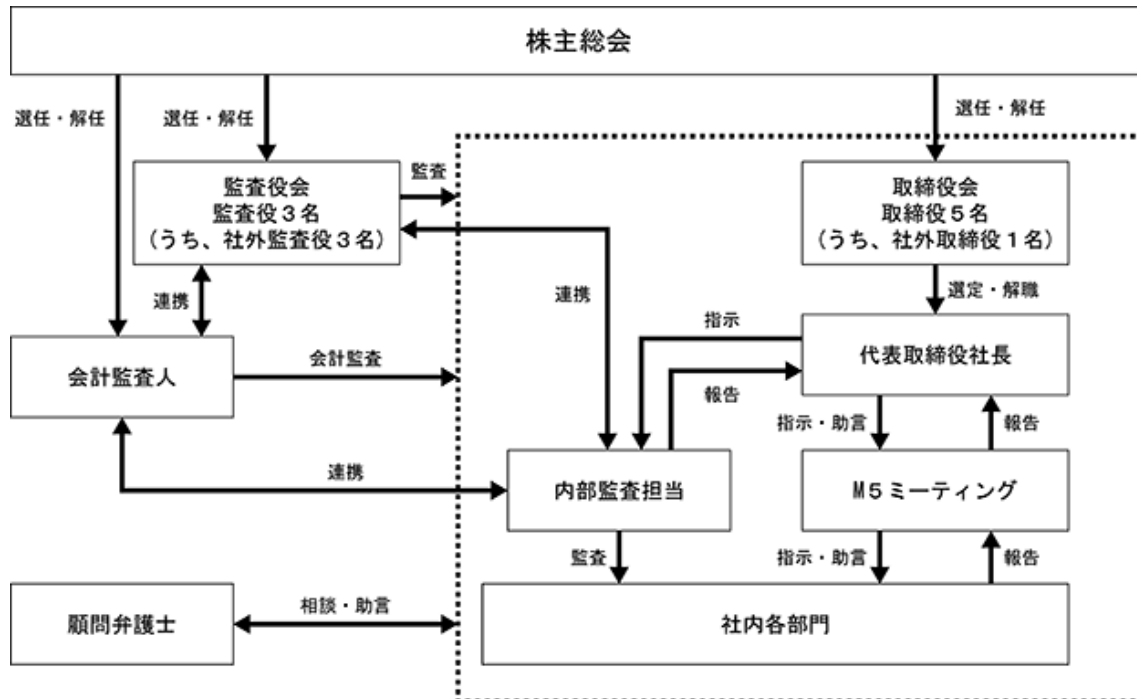
(1) コーポレート・ガバナンス体制について

模式図(参考資料)をご参照ください。

(2) 適時開示体制について

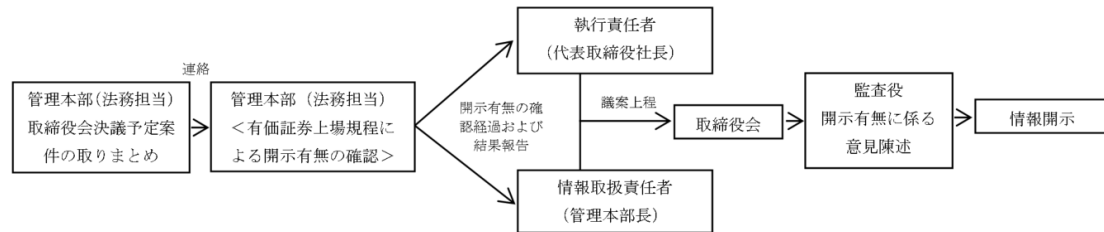
当社では、ディスクロージャーへの積極的な取組みをコーポレート・ガバナンスの一環として位置づけ ております。当社は、管理本部長を情報取扱責任者としており、役員、従業員から収集された情報は、逐次、管理本部に集められ、適時開示体制の概要(模式図)に記載する手続きに従って公表すべき情報は、適時に公表してまいります。また、役員、従業員に対する適時開示の重要性の周知、啓蒙については、機密情報や個人情報の管理とともに、随時教育を行っております。

【模式図(参考資料)】

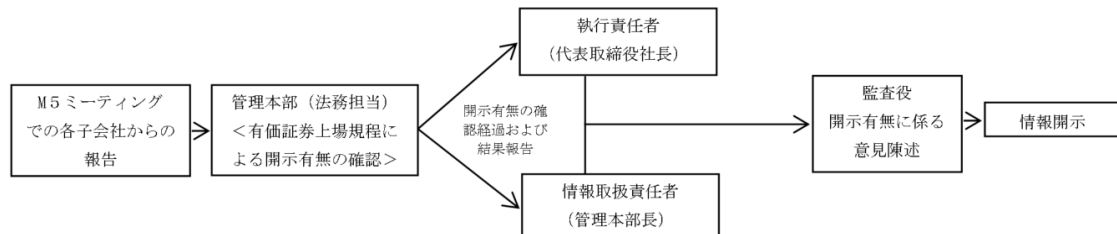


【適時開示体制の概要（模式図）】

＜当社に係る決定事実・決算に関する情報等＞



＜子会社に係る決定事実に関する情報＞



＜当社グループに係る発生事実に関する情報＞

